（別紙）

お寄せいただいた御意見の概要と御意見に対する考え方

	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	委託先への責任・処分確認方法の規定が無く、これでは下請けを使った不法投棄が横行してしまうのではないか? 委託してもその廃品に対する責任を委託先・委託元が同等に負うこと (契約における連帯保証人の関係)、および産廃マニフェスト制度の様な、委託先の後の経由および最終処分・再生の結果がきちんと委託元(およびそれを利用した国民)に公開される制度を設けるよう求める。 今現在でも、農村や山林・河川は、不法投棄で 文字通り埋め尽くされようとしている。 無責任な廃品業者や個人を、絶対に作らないようにして頂きたい。	自主回収・再資源化事業の申請者は、事業の全部又は一部を委託する場合であっても、当該申請に係る収集、運搬又は処分が適正に行われるために必要な措置を講じなければなりません。また、事業の実施に当たっては、廃棄物処理法の「産業廃棄物管理票」のように、事業の一連の処理の行程を申請者が統括して管理する体制が整備されている必要もあります。 これらの規定は、別に定める「使用済指定再資源化製品の自主回収・再資源化事業計画の認定に関する省令」で規定することとしており、自主回収・再資源化事業が適正に実施されるよう、制度的な措置を図っています。
2	省令案第1条第4号に「委託しようとする者」とあるが、これでは、委託を行う事業者がこれに当たるようにも読め、分かりにくい。 したがって、同号の冒頭に「委託を行う認定自主回収・再資源化事業者が」を加えるべきである。	資源有効利用促進法第55条において、自主回収・再資源化事業に認定を受けた者を「認定自主回収・再資源化事業者」と定義しており、省令案第１条第４号の「委託しようとする者（受託者）」とは明確に区別されます。

（他に本件とは関係ない御意見が１件ありました。）